

## 第26回入善町農業委員会議事録

平成25年9月5日午後1時30分から第26回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名          委員現在数 18名

出席委員 15名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 泉征幸	4番 長田昭
6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	9番 眞岩確成	10番 舟見友憲
11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮	14番 高見敏明
15番 佐藤一仁	17番 福島信子	18番 若島せつ子	

欠席委員 3名

5番 小澤吉孝	8番 鍋嶋太郎	16番 米山義隆
---------	---------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	主幹	横山国昭
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主任	田中優子
入善町農業委員会	主事	上田敬章

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第92号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第93号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第94号 農用地利用集積計画の決定について

議長（酒井職務代理者）

皆さん、お疲れ様です。本日、鍋嶋会長は別の会議の為、欠席となっておりますので、わたくし酒井が代理で議長職を務めさせていただきます。

いよいよ秋本番となりました。先月の29日から米の検査が始まっています。てんたかくは、米全体の2%程の面積ですが、一等米の割合は、6:4～7:3といったところで、原因はカメムシです。また、ミルクークイーンはおおむね2等で、これはゲリラ豪雨や長雨の影響と思われます。

天気を見ての刈り取りになりますが、刈り遅れは品質の低下につながりますので、注意していただきたいと思います。

議長（酒井職務代理者）

それでは第26回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(酒井職務代理者)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(酒井職務代理者)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。18番若島委員と1番綿委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(酒井職務代理者)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(酒井職務代理者)

次に、日程第3、議案第92号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第92号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番は、農地保有合理化事業を利用する申請で、農地の所在地は、東狐〇〇番、東狐〇〇番、東狐〇〇番、道古〇〇番、道古〇〇番、現況地目、公簿地目ともに全て田、合計面積は5,791㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町東狐〇〇番の株式会社〇〇です。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人で、経営規模を縮小したい農家や離農農家などから農地を買い入れ、その農地を担い手農家に売り渡す「農地保有合理化事業」を行っています。町の農業公社では、農地の貸借に関する農地利用集積円滑化事業を行っていますが、農地の売買に関しては、県の公社が農地保有合理化事業により行っています。この事業を利用すると、税制上の特例措置があり、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除を受けることができます。この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の行う農地保有合理化事業を利用して、当該農地近くに在住する認定農業者が、農地を買い受け、経営規模の拡大をするものです。

それでは、3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は250mから650mで、通作に支障はないと見込まれること、法人の構成員は14年から30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第4号について、この法人の農作業に常時従事している者が、通年にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者である法人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は21町歩(213,723㎡)であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、長田委員にいただいております。

続きまして申請番号2番、農地の所在地は、上野〇〇番、上野〇〇番。現況地目、公簿地目ともに田、合計面積は、4,017㎡です。

譲渡人は、入善町古黒部〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町上野〇〇番地の有限会社〇〇です。

仲間田でもある当該農地は、もともと利用権を設定して、有限会社〇〇が耕作しており、〇〇さんの自宅からも距離があるため、今回、譲り渡すことになりました。

それでは、3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、通作においては、今回譲り受ける田は、譲受人の事務所から徒歩1分で、通作に支障はないと見込まれること、法人の構成員は20年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第4号について、この法人の農作業に常時従事している者が、10カ月にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者である法人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は25町歩(256,877.39㎡)であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、中島委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（酒井職務代理者）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

申請番号1番を確認しました。農地保有合理化事業を利用しているため、現在は富山県農林水産公社の所有になっていますが、当該農地のもともとの所有者は、〇〇さんで、相続によって所有しましたが、

農地があちこちに点在しており、管理も大変なため、今回まとめて株式会社〇〇に売ることになりました。株式会社〇〇は、申請地周辺の農地を集積し耕作しており、問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。

中島委員

申請番号2番は、私が確認しました。申請地は、以前から有限会社〇〇が耕作しており、また有限会社〇〇の事務所からも近いため耕作に支障はなく、問題ないと考えますので、よろしくお願ひいたします。

議長（酒井職務代理者）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願ひいたします。

（質問・意見なし）

議長（酒井職務代理者）

何か意見はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第92号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第4、議案第93号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願ひいたします。

事務局

議案第93号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請地は入善町上野〇〇番の1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は500㎡です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は黒部市植木〇〇番地〇〇号の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、現在、黒部市のアパートに住んでおり、住宅を新築する予定ですが、将来的に実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことや、両親の面倒を見たいと考えていることから、実家の側で建設する必要があり、父から申請地を借り受けて、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、カーポート等として利用する計画であり、面積は500㎡以内と、一般住宅の基準を満たしています。また、隣接する町道に道路拡幅計画があり、道路敷地予定地の約4mの部分を除いた転用計画としています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農

地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成10年8月14日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

よろしく申し上げます。

議長（酒井職務代理者）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

この案件は、私が確認しました。住宅を建設したいが、前面道路に拡幅の計画があるそうで、住宅敷地として500㎡いっぱい必要なため、拡張予定の分だけ下がっての申請とのこと。土地改良区からの同意内容での意見書も添付されており、許可すべき案件と考えますので、よろしく申し上げます。

議長（酒井職務代理者）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

寺崎委員

道路の拡幅部分はしばらく田のままなのですか。具体的な買収時期は決まっていますか。

事務局

用地買収は今年度末から来年度にかけてと聞いております。

寺崎委員

もし万が一、道路の拡幅計画が中止になった場合、この4mの部分はどうなるのでしょうか。田として残ってしまうのでしょうか。

事務局

道路の計画については、基本設計が終わっており、現実性のある計画と考えております。

議長（酒井職務代理者）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第93号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第5、議案第94号、農用地利用集積の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第94号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成25年9月5日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は5件の申請です。

まず新規の利用権設定です。

申請番号1番。藤原〇〇番、藤原〇〇番、地目はすべて田、計2筆で面積は2,719㎡、貸付人は入善町藤原〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町藤原〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり15,000円で期間は10年です。

申請番号2番。藤原〇〇番、地目は田、計1筆で面積は4,220㎡、貸付人は入善町藤原〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町藤原〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり15,000円で期間は10年です。

申請番号3番。木根〇〇番、木根〇〇番、木根〇〇番、木根〇〇番、木根〇〇番、これらの地目はすべて田、木根〇〇番、この1筆の地目は畑、計6筆で合計面積12,382㎡、貸付人は入善町木根〇〇番地の〇〇さん、借受人は同じく入善町木根〇〇番地の〇〇さんです。親子間の使用貸借契約になりますので、借賃は10aあたり0円となり、期間は10年です。

申請番号4番。東狐〇〇番、地目は畑、東狐〇〇番、地目は田、計2筆で合計面積686㎡、貸付人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借受人は同じく入善町東狐〇〇番地の〇〇さんです。祖父と孫の間の使用貸借契約になりますので、借賃は10aあたり0円となり、期間は10年です。

続いて再設定です。

申請番号5番。東狐〇〇番、地目は田、計1筆で面積987㎡、貸付人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,700円で期間は10年です。

以上、新規・再設定合わせまして5件の利用権設定です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

議長（酒井職務代理者）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

福島委員

今回の申請は、人・農地プランの農地集積協力金の対象にはならないのですか。

事務局

今回の申請はすべて相対での契約なので、農地集積協力金の対象にはなりません。

議長（酒井職務代理者）

他にご意見等はありませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第94号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（酒井職務代理者）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はありませんか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

（全員 意見なし）

議長（酒井職務代理者）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第26回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、10月3日 木曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時05分）